

「国立がん研究センター認定がん専門相談員」 2022年度募集要項(申請区分:新規・更新)

<発行記録>

発行日	版	内容
2021/05/19	第1版	募集要項発行(申請:2021年12月/認定開始:2022年4月予定分)
2021/09/01	第2版	募集要項修正 ・組織名変更に伴う修正をおこなった。(がん対策情報センター→がん対策研究所) ・申請可能な単位数をIII群、IV群、V群あわせて最大10単位までとしていたが、申請時の手続きを分かりやすくするため、III群3単位、IV群2単位、V群1単位に変更した。
2021/11/16	第3版	募集要項修正(申請受付開始日を修正)

1. 本認定事業の主旨・めざすところ

「がん対策基本法(平成18年法律第98号)」で「がん医療に関する情報提供」「患者・家族に対する相談支援」の必要性が示されて以降、その体制整備が進められているところである。しかし、日進月歩で変化するがん医療の現場では、今まさに科学的根拠を集積している段階という領域も少なくなく、がん専門相談員には、「信頼性の高い」「安全な」情報を見極める力、また、その情報を用いて患者・家族がより良い意思決定や行動をとれるよう支援する力が求められている。

国立がん研究センターでは、本認定事業の実施(「認定がん専門相談員」の認定)を通して、確実にこれらの力の向上につながる学習や自己研鑽を行っている相談員を認定し、その質を保証する。

相談者の気持ちに寄り添いつつ、科学的根拠に基づく情報の適切な活用を行う「情報支援」が、すべての「認定がん専門相談員」によって行われることを目指す。

2. 本認定事業の背景・目的

国民や患者のがん情報に対する不足感を解消するための施策の一つとして「がん相談支援センター」が誕生してから約15年が経過した。この15年の間に、がん医療、またがん患者や家族を取り巻く情報環境は大きく変化している。「第3期がん対策推進基本計画」の中でも触れられているとおり、がんに関する情報の中には、科学的根拠に基づいているとはいえない情報が含まれていることがあり、国民が正しい情報を得ることが困難な場合もある。

心理的なサポートを行った上で、からだ・こころ・くらしの観点から対象者を総合的にアセスメントし、正確な情報による支援を行うことががん相談の基本であるが、昨今の状況の中では特に、正確な情報による支援を行うことの重要性が増しており、がん相談支援センターの相談員には、がん患者や家族が、あふれる情報の中から正確ながん情報を得て、意思決定・行動していくことができるよう支援する「情報支援」の力の向上が求められている。

そこで、国立がん研究センターでは、当センターが定める基準にそって、相談対応に必要とされる知識や情報を更新するための継続学習や自己研鑽に励んでいる相談員を「認定がん専門相談員」として認定する。以下は「認定がん専門相談員」に求められている取り組みの一例である。

- 定期的なEラーニング学習(テストあり)や研修参加により、知識や情報の更新に努めること。
- 相談対応を録音した音声データを用いて、自身の相談対応の評価・改善策の検討を行うこと。また、評価結果を踏まえて、取り組むべき課題・目標を具体的に設定し、相談対応の改善に向けて継続的に取り組むこと。

3. 認定申請資格

以下の条件すべてを満たす者を、認定申請資格を持つ者とする。

- 3.1 国際がん情報サービスグループ(ICISG)が示す“Core Values”(※1)に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、相談者に対し、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことにより、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を行っていること。
「がん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報」とは、がん専門相談員が情報収集・調査等を行い、提供することが適切と評価・確認された情報のことを指す。
※1) “Core Values”的和訳は、以下 URL(国立がん研究センターにおけるがん相談支援センター相談員の育成に関する教育・研修プログラム提供方針)内 P.5~6 を参照ください。
http://ganjoho.jp/data/med_pro/consultation/training/program.pdf
- 3.2 科学的根拠に基づいた「確かな」「わかりやすい」「役に立つ」がんの情報を提供していること。また、提供する情報が、患者・家族等のさらなる情報収集や次の行動へのきっかけとなり、よりよい意思決定を支援していること。(がん情報サービスの「一般の方向け情報の編集方針」(※2)に記載の通り)
※2) がん情報サービスの「一般の方向け情報の編集方針」は、以下 URL を参照ください。
<https://ganjoho.jp/aboutus/plan/index.html>
- 3.3 患者・家族に対し、がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為を行っていないこと。「がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為」とは、科学的根拠が明らかではない医療(治験を含めた臨床試験、先進医療の枠組みで実施されるものは除く)の推奨等を指す。
- 3.4 原則として、相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格(看護師、社会福祉士、公認心理師等の国家資格、臨床心理士等の認定資格)を有していること。
相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる(必要に応じて、相談対応を引き継ぐ・交代することができるよう、有資格者が相談部門内に常駐している)体制にあること。
- 3.5 認定申請にあたり、所属施設長による推薦が受けられること。
- 3.6 がん相談支援業務に従事していること。
なお更新申請時の特例として、以下の場合には、業務従事状況に関する申請資格・認定要件を満たすものとする。
「認定がん専門相談員」の認定を取得した後、がん相談支援業務の現任者ではなくなったものの、がん患者を支援する機会を持ち続けている場合(がん相談支援センター以外の部署へ異動した場合等)
- 3.7 相談員として、必要とされる知識や情報を更新し、自己研鑽を図る意欲があること。

4. 認定要件

認定申請資格を持つ者が、以下の条件すべてを満たすと判断された場合に「認定がん専門相談員」として認定する。

- 4.1 所属施設長による推薦を受けていること。
- 4.2 がん相談支援業務に従事していることを所属施設長が証明していること。
- 4.3 "Core Values"に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、国立がん研究センターがん対策研究所(以下、「がん対策研究所」)が実施するがん相談支援センター相談員基礎研修(以下、「基礎研修」)で示されている「がん専門相談員の役割」を担っていること。
また「がん相談 10 の原則」を業務の指針として、「がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知)」に示されている連携協力体制構築への取り組みや相談支援センターの業務を行っていること。
なお、新たな整備指針が発出された場合には、新たな整備指針に示されている相談支援センターの業務を行えるようにすること。
- 4.4 認定申請に必要な教育研修 概要および詳細(後出)に定める教育研修を履修していること。
 - 1) 申請区分:新規の方
[「5. 新規申請に必要な教育研修 概要」と「7. 認定申請に必要な教育研修 詳細」を参照](#)
 - 2) 申請区分:更新の方
[「6. 更新申請に必要な教育研修 概要」と「7. 認定申請に必要な教育研修 詳細」を参照](#)

5. 新規申請に必要な教育研修 概要

認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修は、以下のとおりとする。

各群の詳細については「[7. 認定申請に必要な教育研修 詳細](#)」(後出)を参照すること。

5.1 I群

以下のいずれかの受講

- 1) **2021年度 継続研修認定取得コース**
- 2) **2020年度 継続研修認定取得コース**
- 3) **2019年度 継続研修認定取得コース**
- 4) **2021年度 基礎研修(1)(2)知識確認コース**
- 5) **2020年度 基礎研修(1)(2)知識確認コース**
- 6) **2019年度 基礎研修(1)(2)知識確認コース**

5.2 II群

基礎研修(3)の修了

！注意！

いずれの年度に開催された基礎研修(3)でも新規申請のII群単位として登録ができます。

5.3 III～V群

III群 3単位 + IV群 2単位 + V群 1単位

！注意！

2019年1月～2021年12月末日(認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年)の間に開催された研修・学会、相談対応評価の実績を単位として登録することができます。

(2018年12月以前のものは単位として認められません。)

6. 更新申請に必要な教育研修 概要

認定申請(申請区分:更新)に必要な教育研修は、以下のとおりとする。

各群の詳細については「7.認定申請に必要な教育研修 詳細」(後出)を参照すること。

6.1 I群

以下の全て(計3年分)の受講

- 1) **2021年度** 継続研修認定更新コース
- 2) **2020年度** 継続研修認定更新コース
- 3) **2019年度** 継続研修認定更新コース

!注意!

認定保有期間に開講された上記3年分の「継続研修認定更新コース」の受講が必要です。

6.2 II群

「情報から始まるがん相談支援」の研修(以下、「情報支援研修」)の修了

!注意!

- 移行期間のため、今年度(2021年度)に申請する場合、受講は任意です。
来年度(2022年度)以降の申請では受講が必須となります。
- II群単位として認められる情報支援研修の詳細(開催年度等)については、「7.認定申請に必要な教育研修 詳細」を確認ください。

6.3 III～V群

III群3単位 + IV群2単位 + V群1単位

!注意!

2019年1月～2021年12月末日(認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年)の間に開催された研修・学会、相談対応評価の実績を単位として登録することができます。

(2018年12月以前のものは単位として認められません。)

7. 認定申請に必要な教育研修 詳細

認定申請に必要な教育研修は、以下の5領域(I~V群)から構成されるものとする。

7.1 I群

7.1.1 I群に該当する研修

がん対策研究所が教育研修管理システム上で提供するEラーニング研修のうち、テストへの合格が終了条件とされている下記の研修コース

新規申請の場合(以下のいずれか)	更新申請の場合
基礎研修(1)(2)知識確認コース	継続研修認定更新コース
継続研修認定取得コース	(認定保有期間中に開講された計3年分の受講が必要)

7.1.2 I群に該当しない研修

「認定がん専門相談員」として、一定の質を担保する必要があることから、教育研修管理システム上のテスト合格を要する研修コースのみをI群として位置づけている。

2014年度以前に開催された集合形式での「基礎研修(1)」「基礎研修(2)」、2015年度よりEラーニングで実施されている「基礎研修(1)(2)研修修了コースは、テストへの合格が終了条件とされておらず、**新規申請、更新申請とともにI群の単位としては認められていない**。

また、**更新申請においては、「基礎研修(1)(2)知識確認コース」「継続研修認定取得コース**も**I群の単位としては認められていない**ため注意すること。

7.1.3 I群証明書類

受講終了後に教育研修管理システム上で発行される受講証書のコピーをI群証明書類とする。

新規申請の場合	更新申請の場合
2019、2020、2021年度、いずれか (認定申請を行う年度から遡って過去3年) に開講された 「基礎研修(1)(2)知識確認コース」または 「継続研修認定取得コース」	2019、2020、2021年度、計3年分の 「継続研修認定更新コース」の受講証書
	やむを得ない事情により「継続研修認定更新コース」を3年間連続して受講することができなかった場合、以下の条件を満たせば更新申請を行うことができる。 A) 2021年度継続研修認定更新コースの全科目(任意科目含む)を終了したことを証明する受講証書を提出すること。 B) 「継続研修認定更新コース」未受講年度が生じた理由を、認定申請の際、教育研修管理システム上で登録すること。 C) 「2017年度以前に認定申請を行い一度認定されたものの更新申請をしていなかった」等の場合には、継続研修認定更新コース未受講年度分の受講料に相当する金額を支払うこと。

7.2 II群

7.2.1 II群に該当する研修

がん対策研究所により提供されている下記研修をII群該当研修とする。

新規申請の場合	更新申請の場合
基礎研修(3)	情報支援研修

7.2.2 基礎研修(3)についての補足事項

1) 受講年度

いずれの年度に開催された基礎研修(3)でも新規申請のII群単位として登録ができる。

2) II群証明書類

受講終了後に主催者より交付される修了証書のコピーをII群証明書類とする。

3) III群との重複登録不可

受講者として基礎研修(3)に参加した場合、その実績をIII群単位数として登録することはできない。
講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として基礎研修(3)に参加した場合に限り、その実績をIII群単位として登録することができる。

7.2.3 情報支援研修についての補足事項

1) II群該当となる情報支援研修

研修名	開催年度	2021年度開催予定
相談員指導研修(後期日程)	2019年度 以降開催分	2021/11/4(木)～5(金)
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報から始まるがん相談支援～	2017年度 以降開催分	同上 (指導者研修と同時開催)
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報支援・相談対応モニタリング 研修～	2019年度 以降開催分	2022/2/17(木)～18(金) (認定がん相談支援センター所属者限定)
情報支援地域展開研修 (研修名仮)	2021年度 開催分	2021/8/31(火)、10/9(土) (研究班主催の地域展開試行プログラムであり、 参加可能県を栃木県・和歌山県・四国4県に限 定する予定)

2) II群該当とならない情報支援研修

**2016年度に開講された「指導者等スキルアップ研修～情報から始まるがん相談支援～」は、研修の内容、日数等が異なることから、II群該当研修としては認められないため注意すること。
また、各県・各ブロックで独自開催された情報支援をテーマとした研修についても、現時点ではII群該当研修として認められていないため注意すること。**

3) II群証明書類

受講者として情報支援研修に参加した場合、受講終了後に主催者より交付される修了証書のコピーをII群証明書類とする。

講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として情報支援研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーをII群証明書類とする。

4) III群との重複登録可

情報支援研修に関しては、II群とともにIII群単位数としても登録できることとする。

5) 経過措置

3年間(2019～2021年)の移行期間を経て、2022年度以降の更新申請では必須要件とする。

7.3 III群

7.3.1 III群に該当する研修

国立がん研究センターのウェブサイト上で公開されている「III群該当研修リスト」に掲載されている研修をIII群該当研修とする。各都道府県のがん相談員研修連絡担当者(主に都道府県がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター実務者で指導者研修を修了された方)より提出されたIII群登録申請をもとに、以下の要件を満たすと判断された研修が「III群該当研修リスト」に掲載される。

1) 主催者

がん対策研究所、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県およびそれに準じる機関(地域統括相談支援センター等)、都道府県がん診療連携協議会およびそれに準じる機関(相談支援に関する部会等)のいずれかが主催した研修であること。

2) 対象

がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象とした研修であること。

3) 内容・形式

がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象と想定して企画立案された研修内容で、研修目的や学習目標が具体的に設定されている研修であること。開催形式(集合形式かオンライン形式か、講義型か講義と演習を交えた複合型か等)は問わない。

4) 研修開催日

原則、研修開催日が含まれる月の前々月の末日までにIII群登録申請書が提出された研修であること。

例)10月中に開催する研修の場合、8月末日までに提出されていること

5) 実質受講時間数

前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が2時間以上の研修であること。

6) 受講証明

がん対策研究所が定める指定項目および交付基準に則って受講証明書類(受講証・修了証等)が交付される研修であること。

7.3.2 III群単位数

1) 認定申請に必要なIII群単位数は、3単位とする。

2) 各III群該当研修の単位数は「III群該当研修リスト」に記載のとおりとする。

7.3.3 III群証明書類

1) 受講者としてIII群該当研修に参加した場合、受講終了後に主催者より交付される受講証明書類(受講証・修了証等)のコピーをIII群証明書類とする。

2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者としてIII群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーをIII群証明書類とする。

3) 認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修の証明書類(受講証・修了証・依頼状等)が、III群証明書類として有効とする。

認定申請年度	III群証明書類として効力を有する受講証明書類
2021年度	2019年1月～2021年12月末日までに開催されたIII群該当研修の受講証明書類

7.4 IV群

7.4.1 IV群に該当する研修

以下の条件全てを満たす研修や学術集会に参加した場合に、IV群の単位として申請することができる。なお、研修や学術集会の主催者・対象に関する条件は特に設けていない。形式については、集合形式(講義・演習等)のほか、Eラーニングによる学習等も含めることとする。

1) 他群非該当

I～III群やV群に該当しない研修や学術集会であること。特に、「III群該当研修リスト」に掲載済みの研修を、IV群の単位として申請することはできないため注意すること。

2) 内容

がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修や学術集会であること。申請書類(プログラム・レポート)をもとに審査を行う。IV群レポート審査で承認されたもののみ正式にIV群の単位として認められる。

3) 研修開催日

認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修や学術集会であること。

4) 実質受講時間数

前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が2時間以上の研修や学術集会であること。**2時間に満たないものは申請の対象外とする。**

5) 参加証明

参加証明書類(「参加証」「受講証」「修了証」等)が発行される研修や学術集会であること。

※参考)IV群に該当する教育研修の例

A がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体により研修、学術集会など

例)社会福祉士・看護師・保健師・臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など

日本医療ソーシャルワーカー協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など

B がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会など

例)がん相談研究会、日本医療社会事業学会、日本保健医療社会福祉学会、日本カウンセリング学会、日本がん看護学会、日本癌治療学会、日本緩和医療学会、日本在宅ケア学会、日本心理臨床学会などによる研修、学術集会など

C 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修など

例)緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会など

D 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修など

例)都道府県、自治体、国の機関(国立保健医療科学院など)、各種団体・法人、医療機関などによる研修など

E その他 A～Dに該当しない教育研修

例)個人による海外医療機関などの研修など

7.4.2 IV群単位数

1) 認定申請に必要なIV群単位数は、2単位とする。

2) **2時間以上の研修や学術集会において発行された証明書類**(「参加証」「受講証」「修了証」「依頼状」等)**1枚につき1単位**とする。(研修日程が複数日にわたる場合でも、同一研修であれば1単位となる)

7.4.3 IV群証明書類

- 1) 受講者としてIV群該当研修に参加した場合、主催者より交付される参加証明書類(参加証・受講証・修了証等)のコピーをIV群証明書類とする。
「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。
なお、一枚の証明書類の中に上記全ての項目が含まれていない場合でも、別途資料添付により情報の補完が可能と判断される場合には問題ないものとする。
- 2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者としてIV群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーをIV群証明書類とする。
「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。
- 3) 認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修の証明書類(参加証・受講

証・修了証・依頼状等)が、IV群証明書類として有効とする。

申請年度	IV群証明書類として効力を有する参加証明書類
2021年度	2019年1月～2021年12月末日までに開催されたIV群該当研修の参加証明書類

7.4.4 IV群審査

- 1) IV群関連の申請書類として、下記3点が原則必要となる。
 - A) レポート（教育研修管理システム上でのIV群レポート項目の入力）
 - B) 証明書類（参加証・受講証・修了証・依頼状等）
 - C) プログラム（主な学習内容、開催日時、スケジュール等の開催概要が分かる資料）
- 2) IV群該当研修に講師や演者として参加しており、かつ自身が作成した講義資料や研究発表の抄録（筆頭者に限る）がある場合には、上記提出資料3点のうちレポートを、講義資料や抄録に代えることができる。
- 3) 教育研修管理システム上では、以下のレポート項目が設定されている。（現時点での予定項目）
各レポート項目について、指定の文字数の範囲内で、具体的に記載すること。
 - A) 参加動機・背景（日頃の問題意識、何を学びたいと思って参加したのか）
 - B) 研修を通して得られた学び（知識・情報・視点・考えたこと等）
 - C) 自身のがん相談支援業務（患者理解や支援、ネットワーク構築等）における、研修で得られた学びの活用状況（計画でも可）
- 4) レポート審査は以下の基準をもとに行う。審査で承認されたもののみ正式にIV群単位として認められる。
 - A) 研修で得られた学びや、自身のがん相談支援業務での活用状況について**具体的に記載されて**いること。（記載内容が**具体性に欠ける**場合には、レポートの再提出を求める）
 - B) 教育研修管理システム上で登録した「申請資格申告」の内容との間に矛盾がないこと。（明らかに相反する記載がないこと）
 - C) 指定の文字数の範囲内で記載されていること。

7.5 V群

7.5.1 V群に該当する取り組み

- 1) 自己の相談対応を録音し、「がん相談対応評価表(別紙1)」(以下、「評価表」)を用いてその相談対応を評価すると共に、改善策の検討を行った実績を、V群の単位として申請することができる。
- 2) 患者や家族からの実際の相談を録音することが難しい場合、他のスタッフ(施設外でも可)の協力を得て実施した模擬相談でもよいこととする。
- 3) 逐語録の作成や部門内モニタリング(録音した音声・逐語録・評価表を使い、部門内の複数名で相談対応を評価する取り組み)の実施は任意とする。
- 4) 部門内モニタリング等他者による評価を受ける場合でも、必ず一度は自分自身で、録音した音声を聞き、評価表を用いて自己評価を行うこと。
- 5) V群の実施にあたっては、評価表の使い方を学ぶことができる研修を受講していることが望ましい。

※参考)評価表の使い方を学ぶことができる研修

- 相談員指導者等スキルアップ研修～情報支援・相談対応モニタリング研修～
- 相談員指導者等スキルアップ研修～相談対応のQAを学ぶ～
- 2018年度以降に開講された「相談員継続研修認定取得コース」または
「相談員継続研修認定更新コース」に含まれる「相談対応の質の評価」に関する講義
- 各都道府県において開催された「相談対応のQAを学ぶ」研修

- 6) 「認定がん相談支援センター」として「国立がん研究センターコールモニタリング」を受け、その上で自身が模擬相談に対応している場合には、当該相談をV群の単位として申請することができる。

7.5.2 V群単位数

- 1) 認定申請に必要なV群単位数は、1単位とする。
- 2) 自己の相談対応1事例の評価につき1単位とする。

7.5.3 V群証明書類

- 1) 相談対応の改善につながるような具体的な改善策(改善すべき点がない場合は、良かった点・継続していくとよい点)を記入済みの評価表の提出をもってV群証明書類とする。
- 2) 自己の相談対応を評価し、改善活動に取り組むことを奨励する観点からV群が設けられている。
提出されたV群証明書類ではその目的を達することが難しい(相談対応の改善につながるような具体的な改善策の記載が乏しい等)と認定審査において判断された場合には、改善策についての再検討およびV群証明書類の再提出を求める場合がある。
- 3) 部門内モニタリング等他者による評価を受けている場合、提出する評価表は他者が作成した評価表でも構わないが、自分で気付いた改善点も追記したうえで提出すること。
- 4) 評価対象事例として、患者や家族から実際に受けた相談を利用する場合には、提出する評価表に、個人を識別できる情報が含まれていないことを十分に確認すること。
- 5) 認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に実施した自己の相談対応評価が、V群証明書類として有効となる。

認定申請年度	V群証明書類として効力を有する証明書類
2021年度	2019年1月～2021年12月末日までに実施した自己の相談対応評価の記録 (自己評価記入済みの評価表)

7.5.4 V群審査

- 1) V群関連の申請書類として、下記2点が原則必要となる。
 - A) レポート(教育研修管理システム上でのV群レポート項目の入力)
 - B) 証明書類(評価表)

- 2) 教育研修管理システム上では、以下のレポート項目が設定されている。(現時点での予定項目)
各レポート項目について、指定の文字数の範囲内で、具体的に記載すること。
- A) 事例概要（評価した相談対応事例の概要）
B) 相談対応改善に向けての重点課題（評価結果をふまえ、今後、継続的に取り組んでいこうと考えていること等）
- 3) レポート審査は以下の基準をもとに行う。審査で承認されたもののみ正式にV群単位として認められる。
A) 相談対応改善に向けての重点課題が**具体的に記載**されていること。
(記載内容が具体性に欠ける場合には、レポートの再提出を求める)
B) 指定の文字数の範囲内で記載されていること。

8. 認定申請受付期間

申請受付期間は以下のとおりとする。

- ◆ 受付開始:2021年11月18日(木)
- ◆ 受付締切:2021年12月10日(金) ※申請書類については当日消印有効

9. 認定申請手続き（概要）

以下の手順にそって申請手続きを行うこと。

手順1 教育研修管理システム登録

- 9.1 がん対策研究所教育研修管理システム(<https://learning.ganjoho.jp/rpv/>)にて、「認定がん専門相談員」認定申請書類提出コースに申し込み、認定申請料支払い手続きを行う。
- 9.2 認定申請書類提出用の单元(基本情報登録、申請資格申告、教育研修受講申告等)に設けられている設問に回答する。

手順2 申請書類（紙）郵送

- 9.3 申請様式の EXCEL ファイル(様式 1:現任証明および推薦書)に必要事項を入力し、印刷、施設長(推薦者)印を押印する。
- 9.4 教育研修管理システム上で申告した研修や相談対応評価の実績が証明できる書類を準備する。(I～V 群証明書類、IV 群はプログラムなど開催概要の分かる資料も必要)
- 9.5 全ての書類を同封し、下記宛先へ郵送する。

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 3-35-1 ネオ・シティ三鷹
オスカー・ジャパン株式会社 内
認定がん専門相談員 事務局

注意事項 書類作成および送付について

- 送付資料は、A4 版、片面印刷とすること。
- 複数枚の資料をまとめる必要がある場合にはクリップを使用すること。(ホチキスは使用しないこと)
- 審査対象外の書類は添付しないこと。
- 書類到着確認が必要な場合は、配達記録や書留を利用すること。
- 提出された書類は理由の如何を問わず返却しないため、証明書類(参加証、受講証、修了証、依頼状等)の原本を送付しないよう注意すること。

参考 認定申請手順 詳細について

- 詳細な申請手順については 2021 年 10 月末までを目途に国立がん研究センター公式ホームページ上に掲載する。
- 紙媒体申請書類の提出方法や認定申請料支払いのタイミング等、一部変更予定であるが、概ね昨年度(2020 年度)と同様の形式での募集を予定している。前もって詳細を把握したい場合は下記参照。
(参考)2020 年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請手順
https://www.ncc.go.jp/jp/cis/divisions/info/project/certification/ccis_entry_2020/2020101210455.html

10. 認定申請書類

認定申請手続きの際に必要となる申請書類は以下のとおりとする。

No.	書類の名称	備考
10.1 	様式1 現任証明および推薦書	施設長(推薦者)印を押印済みの書類を提出。
10.2	I群 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規申請 「基礎研修(1)(2)知識確認コース」 または「継続研修認定取得コース」の受講証書 (2019~2021年度開講のもの) ● 更新申請 「継続研修認定更新コース」計3年分の受講証書 (2019、2020、2021年度開講の計3年分) <p>※詳細は「7.1.3 I群証明書類」を参照してください。</p>
10.3	II群 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規申請:基礎研修(3)の修了証書 ● 更新申請:情報支援研修の修了証書(今年度までは任意提出) <p>※詳細は「7.2.2 基礎研修(3)についての補足事項」および 「7.2.3 情報支援研修についての補足事項」を参照してください。</p>
10.4	III群 証明書類	規定単位数(3単位)のIII群証明書類を提出。 研修ごとに証明書類をコピー(用紙サイズ:A4)すること。
10.5	IV群 証明書類	規定単位数(2単位)のIV群証明書類を提出。 研修ごとに証明書類をコピー(用紙サイズ:A4)すること。
10.6	IV群 プログラム	IV群として登録した研修や学会の開催概要 (主な学習内容、開催日時、スケジュール等)が分かる資料を提出。
10.7	IV群 その他資料 (該当者のみ)	IV群研修や学会に講師・研究発表の筆頭者として参加した場合、 自身が作成した講義資料、自身が筆頭者となっている研究発表の抄録を提出。
10.8 	V群 評価表	規定単位数(1単位)のV群証明書類を提出。 相談対応の改善につながるような 具体的な改善策 を記入済みの評価表を提出すること。

11. 認定申請料および認定登録料

認定申請を行う者は、教育研修管理システム上の認定申請書類提出コースに申し込みを行う段階で、認定申請料の払込手続きを行うこと。

認定審査の結果、認定を受けた者は、別途案内される認定登録料の払込手続きを行うこと。

この認定登録料の払込が確認されたことをもって、正式な認定とし、2022年度から2024年度まで計3年分の継続研修認定更新コースの申込手続きと受講料(15,000円+消費税相当)支払い手続きが不要となる。

なお、上記費用は認定登録料として受領する。継続研修認定更新コースへの申し込みを3年間毎年自分で行うので認定登録料の支払いを無しにしてほしい等の個別の要望には対応していない。

11.1 金額(税抜き)

- 1) 認定申請料: 税抜き 5,000円+消費税
- 2) 認定登録料: 税抜き 15,000円+消費税

11.2 払込手続きに関する注意事項

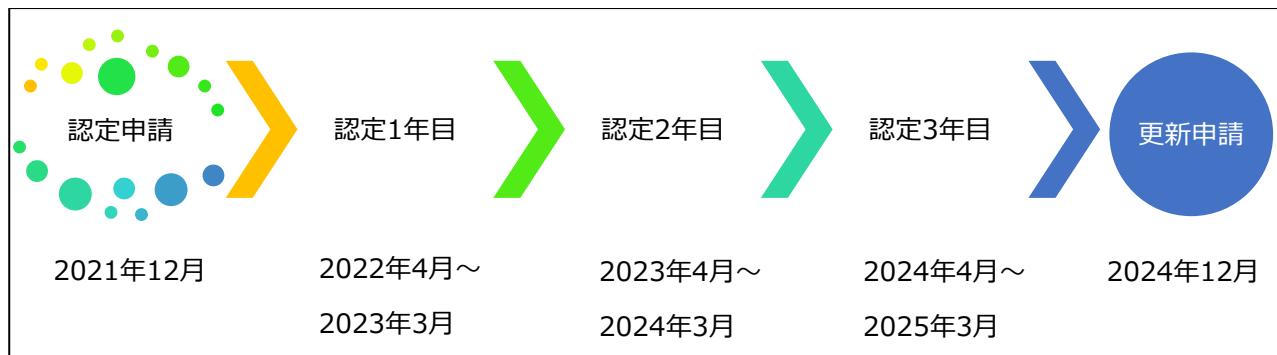
- 1) 「クレジットカード払い」と「銀行振込(バーチャル口座への振り込み)」いずれかの支払方法を選択可能。一度、支払方法を選択した後は変更ができないため、必要に応じて所属施設に確認をとり、支払方法を選択すること。
- 2) 「クレジットカード払い」の場合、請求書は発行されないため、請求書の発行を希望する場合は、「銀行振込(バーチャル口座)」を選択すること。領収書の発行はいずれの支払方法でも可能。
- 3) 「銀行振込(バーチャル口座)」を選択した場合、請求書が発行される。請求書に記載の振込先は各申請者のログインIDと紐づいており、振込先は申請者ごとに異なる。施設ごとの振り込みには対応できず、振り込みをされても詳細の確認ができないため、必ず指定された方法で振り込みを行うこと。また、振り込み完了後は、請求書のダウンロードができなくなるため、必要な場合は事前に印刷・保存すること。
- 4) 請求書・領収書の宛名は申請者個人名で印字する。これ以外の施設名宛等には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。
- 5) 認定申請料の入金が確認できた段階で認定審査の対象とする。指定の期日までに手続きが完了しない場合、申し込みをキャンセルしたものと見なす。また、認定審査にかかる事務局業務が発生して以降の認定申請料の返金はいかなる理由があつても行わない。
- 6) 認定審査の結果、「認定がん専門相談員」として認定された者には、認定審査結果通知と併せて認定登録料の請求について案内する。
- 7) 認定登録料の入金が確認できた段階で、正式に「認定がん専門相談員」として認定されたものとみなす。指定の期日までに手続きが完了しない場合、認定を辞退したものとみなす。また、認定登録料の返金はいかなる理由があつても行わない。

12. 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから3年間(2022年4月～2025年3月)とする。

13. 認定更新申請

認定の更新を希望する者は、認定の有効期限を迎える年度の認定申請受付期間中に、認定申請(申請区分:更新)を行うこと。



14.3 年後の更新申請に必要な教育研修（予定）

2024年度に更新申請を行う場合に必要となる教育研修（予定）は、以下のとおりとする。

14.1 I群

以下の全て(計3年分)の受講

- 1) 2024年度継続研修認定更新コース
- 2) 2023年度継続研修認定更新コース
- 3) 2022年度継続研修認定更新コース

！注意！

認定保有期間中に開講された上記3年分の「継続研修認定更新コース」の受講が必要です。

14.2 II群

情報支援研修の修了

！注意！

- 移行期間は終了しているので、受講が必須となります。
- II群単位として認められる情報支援研修の詳細（開催年度等）については、「7.認定申請に必要な教育研修 詳細」を確認ください。

14.3 III～V群

III群3単位 + IV群2単位 + V群1単位

！注意！

2022年1月～2024年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に開催された研修・学会、相談対応評価の実績を単位として登録することができます。

(2021年12月以前のものは単位として認められません。)

15. 認定証及び認定バッジの交付

認定者には、認定証と認定バッジを交付する。認定3年目に更新申請を行わず、認定有効期限を迎えた場合、その後は「認定がん専門相談員」の名称を用いないこと。

単位数不足等の理由により、認定3年目に更新申請を行うことができなかった場合も、同様の対応とする。（翌年度以降の募集要項で求められている更新申請に必要な教育研修を満たし、更新申請を行い認定された場合は、再度認定証を発行する）

なお、認定証・認定バッジの紛失、破損等に伴う再交付は有料（送料込み1,100円）とする。

16. 認定保有者の所属施設および氏名の公開

がん相談支援センターの利用者に資すること、並びに相談対応の質向上に向けて継続的な学習・自己研鑽に努めている相談員やそのための組織体制を整えている施設に対する認知・評価向上を図るため、認定保有者の所属施設および氏名を国立がん研究センター公式ウェブサイト上で公開する。

17. 認定の停止・取消

認定後、「認定がん専門相談員」の申請資格および認定要件を満たしていない等、「認定がん専門相談員」として質の保たれたサービスの提供が困難であると考えられる場合、また推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと考えられる場合には、認定委員会での協議の上、認定の停止または取消の措置をとる場合がある。

また、認定保有者の所属施設のホームページ等において、認定保有者個人の有する資格(相談員研修受講歴や認定がん専門相談員認定取得状況等)に関する情報を、がん対策基本法の理念に反する治療や活動を推進する目的で利用していると捉えられる記載が確認された場合には、当該施設に対し警告を行い、記載の削除を要請する。要請に応じない場合には、経緯と共に当該施設の施設名を公表する場合がある。

18. 認定申請の流れ（予定）

2021年11月下旬～12月中旬	認定申請受付期間、認定申請料の払い込み (IV群、V群以外の書類審査実施、不備がある場合メールにて通知)
2022年1月	IV群、V群審査実施、不備がある場合メールにて通知
2022年2月中旬	認定委員会開催
2022年2月下旬～3月上旬	認定審査結果通知、認定登録料支払いに関する案内
2022年3月末頃まで	認定登録料の払い込み、認定登録料入金確認、認定証送付
2022年4月	認定開始日
2022年6月～10月	2022年度継続研修認定更新コース 受講
2023年6月～10月	2023年度継続研修認定更新コース 受講
2024年6月～10月	2024年度継続研修認定更新コース 受講
2024年12月	認定申請受付期間
2025年3月31日	認定終了日
2025年4月1日	認定開始日(認定更新された場合)

※更新には、

2022年1月～2024年12月の間にIII群3単位+IV群2単位+V群1単位の取得が必要。

また、**II群として情報支援研修の修了が必須**となるため、過去に受講歴がない場合は、この期間中に修了することが必要。